

青森県報

第二千九百六十二号

平成二十年
七月二十三日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行	道路課	二

公 告

県営土地改良事業計画の決定	農村整備課	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	東青地民局	三
土地改良区の定款変更の認可	上北地民局	三
土地改良事業の工事の完了	同	三
正 誤		
平成二十年六月二日定例出先機関中	三八地民局	四

告 示

青森県告示第五百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

有 限 会 社 ブ ラ イ ム ラ イ	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
大平一の一四	上北郡東北町字	訪問介護
ヘルパーステーション	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
アネステイン	所 在 地	指 定 年 月 日
二	八戸市大字白銀	平成
三	三島上二五の	二〇・四・一

青森県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

有 限 会 社 ブ ラ イ ム ラ イ	名 称	介 護 予 防 事 業 者
	主たる事務所の所在地	介護予防の種類
大平一の一四	上北郡東北町字	訪問介護
ヘルパーステーション	名 称	介 護 予 防 事 業 所
アネステイン	所 在 地	指 定 年 月 日
二	八戸市大字白銀	平成
三	三島上二五の	二〇・四・一

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、後山区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年七月二十四日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月二十三日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業	青森市	平成二〇・五・二
十九年災農地災害復旧事業	〃	〃
十九年災農地災害復旧事業	〃	〃
〃	〃	二〇・六・一八

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成二十年七月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年七月二十三日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年七月二十三日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十九年災農地災害復旧事業	七戸町	平成二〇・五・一九
〃	〃	二〇・五・二〇
〃	〃	二〇・四・二四
〃	〃	二〇・五・二三
〃	〃	二〇・四・二四
〃	〃	二〇・五・一九

平成20年 第七四〇号	発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
出先機関	表 中	十九年災農地災害復旧事業	十九年災農業用施設災害復旧事業				

正
誤

三八地域県民局

三九 一〇五	三九 一〇四	三九 一〇三	三九 一〇二	十九年災農業用施設災害復旧事業三九 一〇一	三九 一一	三九 一〇	三九 九	三九 八
二〇・五・二七	二〇・五・三〇	二〇・五・二五	二〇・四・二五	二〇・五・二七	二〇・五・一九	"	二〇・五・三〇	二〇・五・三三

三九 一一六	三九 一一四	三九 一一二	三九 一一〇	三九 一〇九	三九 一〇八	三九 一〇七	三九 一〇六
二〇・五・三〇	二〇・五・二五	二〇・五・三〇	二〇・五・三三	二〇・五・三〇	二〇・五・二七	二〇・五・三〇	二〇・五・三〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭